

【用語】廻状―村から村へ用件を通達する書状 本郷―群馬郡榛名町
上高尾村―富岡市上高尾 敵討―かたきうち、人殺しの報復 焚出し
―非常の場合に飯を炊いて供出すること 乍去―そうではあるが、し
かしながら 刻付―至急廻状の村名の下に時刻を記すこと

【解説】慶応四年（一八六八）二月におこった上州の世直し一揆では、
各地に世直し廻状が廻り農民に動員が呼びかけられた。それは世直し
に参加を強要する内容であるが、農民側にとっては強制によりやむな
く打ちこわしに参加した、と弁解して罪を免れる一つの手段となった。
なかには「世直し大明神（人）」の命令であるというものもある。これ
は世直し大明神の命令で、よこしまな人々に神罰を下すという考えで
ある。

この文書は、鬼定・鬼金という諱名をもつ頭取から出された異質の
世直し廻状である。内容は、「先ごろ世直しとして出動したが、さした
ることもなく、そのうえ人殺しもあったので、我々に援助を求めてき
た。そこで先約違反について取り調べ、また人殺しの「敵討」として
村々から一軒につき一人ずつの人数を借用したい。また富裕な者はた
き出しなどをして欲しい。もし手向かいする村方は、残らず焼き払う
であろう。また「敵討」であるから鉄砲所持の者は、それを持って参
加せよ」とある。この意味から察すれば、世直しを鎮圧しようとする
した者に対し、鬼定・鬼金が報復しようとする計画と思われる。それ
に「十九日」は慶応四年三月であり、その頃西上州における世直し一
揆は終末期であったから、右の推測をより確実なものにしてくれる。